

平成28年(コ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外504名

債務者 佐世保市 外1名

## 第2準備書面

(債権者ら第7準備書面, 第8準備書面について)

平成28年9月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

債務者佐世保市代理人弁護士	山	口	雅	司
同	小	林	登	
同	益	本	誠	一
同	原		志	津子
同	高	田	亜	朱華
同	藤	井	大	祐
同	鬼	塚		恒
同	日	浅	裕	介
同	網	谷		拓
同	高	松	賢	介
同	米	山	功	兼
同	宮	下	ゆ	りえ



### 1 行訴法44条に関して(債権者ら第7準備書面)

債権者らからは, 行訴法44条に関して, 第7準備書面が提出されてい

るが、その内容は概ねこれまでの債権者らの主張内容と異ならず、これらに対する債務者佐世保市の反論も、既に主張したとおりである。

(なお、債権者らは、土地収用法上の事業認定の効力は、収用裁決を申請できるか否かの効力しかないから、行訴法44条は問題とならないかのごとき主張をするが、建設工事の事業計画(土地収用法上の事業認定も含む)自体を、債権者らが争う場合には、その仮処分との抵触が問題となる結果、行訴法44条の適用の余地があることは、債権者も援用する和歌山地裁昭和57年11月11日(訟務月報29巻6号1042頁)の判旨からも明らかであるので、念のため指摘しておく。)

## 2 被保全権利に関して(債権者ら第8準備書面)

また、債権者らからは、被保全権利に関して、第8準備書面が提出されているが、その内容も概ねこれまでの債権者らの主張内容の域を出るものではなく、これらに対する債務者佐世保市の反論も、既に主張したとおりである。

債権者らは、石木ダム建設工事及び関連工事の必要性について、債務者らが有効な反論をしないなどと述べるが、そもそも本件では被保全権利の疎明がないと言わざるを得ない以上、債務者佐世保市としては、迅速性が要求される保全手続の中で、石木ダム建設工事及び県道等付替道路工事の必要性といった点について、答弁書で主張した点を超えて議論をする必要性は見出し難い。

## 3 小括

本件では、既に双方の主張は尽くされており、早期の却下決定を求める次第である。

以上